

平成26年 6 月 3 日

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号

三 井 情 報 株 式 会 社

代表取締役社長 齋 藤 正 記

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年 6 月 17日(火曜日)午後 5 時30分までに到着するようご返送下さい。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って平成26年 6 月17日(火曜日)午後 5 時30分までに議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、56頁からの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

〔重複行使の取扱い〕

複数回議決権を行使された場合、当社に一番最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成26年 6 月18日(水曜日) 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中野区東中野二丁目 7 番14号
当社東中野オフィス 1 階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。) |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第23期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎節電対策のため、会場内の温度は高めに設定しております。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、輸出や設備投資の持ち直しに加え、年度末には消費税率引上げに伴う駆け込み需要の影響もあり、全体的に緩やかな回復基調が続きました。

当社グループが属するICT(※1)サービス業界においては、景況感の回復に伴いIT投資も上向き傾向にあるものの、競合他社との競争は激しさを増しており、当社をとりまく経営環境は引き続き厳しい状況が継続しました。

このような中、当社グループは当連結会計年度より新中期経営計画(平成26年3月期～平成27年3月期)をスタートさせました。本計画においては、事業規模の拡大に必要と考える4つの基本戦略(営業力の強化、新ソリューション開発の強化、生産性の向上、収益基盤の改善)を中心に据えており、企業変革を図りながら経営を推進しています。

営業力の強化においては、顧客の事業特性に合わせた新たな組織体制によって、顧客ニーズの掘り起こしと積極的な提案活動を展開しました。

新ソリューション開発の強化においては、独自性のあるサービスを有する金融及びコンタクトセンター分野で、クラウドに対応した新ソリューションを提供開始しました。また、流通分野においてはビッグデータ(※2)を活用した需要予測ソリューションや、スマートフォンのWi-Fi電波から位置情報を把握するサービスを提供開始しました。

収益基盤の構築に向けては、医療・バイオ分野での新ビジネス立ち上げや海外での販売網構築、及びクラウド型ファイル共有サービスの国内提供に向けた米国企業との関係強化を図りました。また、東南アジアにおけるエネルギーマネジメント(※3)ソリューション拡販に向けた業務提携、及びベトナムにおけるネットワーク設備の検証やモバイルアプリケーション開発の受託サービス開始に取り組みました。

しかしながら、新ソリューション開発や新規事業立ち上げに遅れが見られたことに加え、事業の選択と集中による変革が進まなかったこと等により、当初の目標を達成することが出来ませんでした。

当連結会計年度においては、主要顧客向けの売上高減少の影響に加え、システム構築及びネットワーク構築の大型案件減少等の影響を受けた結果、売上高は459億91百万円（前期比4.7%減）となりました。利益面においては、売上高減少に伴う売上総利益の減少、及び営業体制の強化による販売費増加により、営業利益は11百万円（同99.4%減）、経常利益は1億49百万円（同92.8%減）、当期純利益は2億3百万円（同83.5%減）となりました。

当連結会計年度における当社グループのセグメント別売上の内訳と概況については、以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)
インダストリーサービス	35,429	77.0
ソリューションサービス	8,864	19.3
テクニカルサポートサービス	651	1.4
その他	1,046	2.3
合計	45,991	100.0

インダストリーサービス

商社営業部門は、三井物産向け案件縮小などに伴い計画を下回りました。金融営業部門は、新ソリューションの投入など市場開拓に努めたものの、計画達成には至りませんでした。通信・公共営業部門は、通信キャリア向けの売上高は減少しましたが、地方案件を含むネットワーク構築ビジ

ネスは堅調に推移しました。新たな案件獲得を目標に掲げた流通・不動産及び産業営業部門は、積極的な提案活動を推進したものの新規大型案件の獲得には至らず、計画を大幅に下回りました。これらの結果、売上高は354億29百万円となりました。

ソリューションサービス

コンタクトセンターシステム構築を始めとする次世代コミュニケーション事業は、大型案件を中心に堅調に推移しましたが、新サービスのクラウド型コンタクトセンターサービス案件は獲得に遅れが見られました。データセンターやクラウドサービス等のIT基盤サービス事業は、メガソーラー（※4）設備の遠隔監視サービスの受注が期ずれしたことにより、期初の計画を下回りました。これらの結果、売上高は88億64百万円となりました。

テクニカルサポートサービス

子会社において保守・運用案件を予定通り獲得出来たことから、ほぼ計画どおりとなりました。その結果、売上高は6億51百万円となりました。

その他

海外事業においてはアジア地域におけるエネルギーマネジメントソリューションの拡販、新規事業分野ではビジネス立ち上げにそれぞれ遅れが見られたことから、期初の計画を下回りました。その結果、売上高は10億46百万円となりました。

なお、当連結会計年度からセグメント区分を変更したため、各セグメントの前期との金額比較は記載しておりません。

(※1) ICTとはInformation and Communication Technologyの略であり、情報・通信に関する技術一般の総称です。ITとの違いは、ネットワーク通信による情報共有を意識している点です。

(※2) ビッグデータとは、主に非定型でリアルタイム性が高い大量データを指します。最近では、この膨大なデータを高速に処理・分析するための様々な手法が検討されており、ビジネスの場においてもこの手法を使って新たなビジネス創出や予測・予防等に活用することに注目が集まっています。

(※3) エネルギーマネジメントとは、建物内で利用する電気やガスといったエネルギー使用量を測定・分析し、機器、設備等の運転管理を調節することでエネルギー消費の効率化やパフォーマンスの向上につなげていこうとする管理手法です。

(※4) メガソーラーとは、出力1メガワット(1,000キロワット)以上の大規模な太陽光発電を指し、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されています。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は16億66百万円です。その主なものは、データセンター関連の固定資産4億88百万円、社内システム関連の固定資産4億63百万円、検証用機器等2億41百万円、保守サービスに対応するためのメンテナンス用機器等1億72百万円、東中野ビル設備工事関連の固定資産37百万円です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

項 目	第20期 (平成23年3月期)	第21期 (平成24年3月期)	第22期 (平成25年3月期)	第23期 (平成26年3月期)
売 上 高	46,692	51,548	48,261	45,991
経 常 利 益	2,162	2,678	2,089	149
当 期 純 利 益	1,134	1,433	1,232	203
1株当たり当期純利益	958円70銭	1,211円06銭	1,041円31銭	1円72銭
総 資 産	40,011	44,664	41,695	39,969
純 資 産	30,509	31,418	32,194	31,869

- (注) 1. 第23期の状況につきましては「①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 記載金額は百万円未満を切捨て、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
4. 平成25年10月1日付をもって1株につき100株の株式分割を行っており、第23期の1株当たり当期純利益については、株式分割が当該期首に行われたものとして算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

項 目	第20期 (平成23年3月期)	第21期 (平成24年3月期)	第22期 (平成25年3月期)	第23期 (平成26年3月期)
売 上 高	45,058	50,542	47,253	44,972
経常利益又は経常損失 (△)	1,138	1,817	4,710	△171
当 期 純 利 益	1,166	940	4,179	196
1株当たり当期純利益	985円42銭	794円82銭	3,531円69銭	1円66銭
総 資 産	38,983	40,496	39,792	39,038
純 資 産	27,152	27,565	31,268	30,909

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 記載金額は百万円未満を切捨て、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 平成25年10月1日付をもって1株につき100株の株式分割を行っており、第23期の1株当たり当期純利益については、株式分割が当該期首に行われたものとして算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は三井物産株式会社で、同社は当社の株式69,078,900株(議決権比率58.37%)を保有しております。

同社は当社及び連結子会社の最重要顧客であり、同社の情報システム全般にわたるシステムインテグレーションサービスを受託するとともに、コンピュータ運用管理業務の一括アウトソーシング受託、ネットワーク機器の販売等の取引関係があります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
M K I テ ク ノ ロ ジ ー ズ 株	48百万円	100.0%	企業システムの保守・運用サービス及び受託開発、並びに情報通信ネットワーク設備の設計・施工・保守 及び 電気工事、通信設備工事

(4) 会社が対処すべき課題

中期経営計画の最終年度となる平成27年3月期においては、引き続き事業拡大を目指す一方、収益管理を徹底して一定の売上高でも相応の利益を出せる体制を実現します。

具体的には、まず売上高増加に向けた取り組みとして、注力領域の明確化とビジネスの選別を行い、注力領域については体制を強化して顕在化してきた案件の確実な獲得を目指します。

収益改善に向けた取り組みとしては、技術体制を見直して品質向上とコストコントロールを徹底していきます。加えて、間接部門を始めとした全社的な業務効率化を行い、生産性の向上を図っていきます。

これらの施策を通じて、お客様のビジネスを継続的に繁栄させるだけでなく、新たな技術とサービスを生み出す「ICTサービスクリエイター」への進化を目指します。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

コンピュータ及び情報通信システムに関する各種ソフトウェア、ハードウェア、システム等の調査、研究、コンサルティング、企画、設計、開発、製造、販売、運用、保守、工事、並びにデータセンターサービスの提供、付加価値通信サービスの提供等の事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

当社 本社：東京都港区愛宕二丁目5番1号
 東中野オフィス：東京都中野区東中野二丁目7番14号
 営業所：関西営業所（大阪）他6営業所及び4センター
 支店 ：シンガポール支店

子会社 MKIテクノロジーズ株式会社 本社：東京都中野区
 MKI (U.S.A.) , Inc. 本社：米国 ニューヨーク州
 MKI (U.K.) , LTD 本社：英国 ロンドン

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,854名（354名）	24名減（7名減）

（注）1. 使用人数は就業人数であり、嘱託及び契約社員を含みます。

2. 臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,450名（228名）	21名減（37名減）	40.6歳	12.9年

（注）1. 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。
なお、使用人数は就業人数であり、嘱託及び契約社員を含みます。

2. 臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 470,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 118,343,100株 |
| ③ 株主数 | 12,718名 |
| ④ 大株主(上位10名) | |

大株主	持株数	持株比率
三井物産株式会社	株 69,078,900	% 58.37
三井情報従業員持株会	6,405,600	5.41
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,944,700	1.64
株式会社 SBI証券	621,200	0.52
伊藤 秀文	600,000	0.50
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	557,100	0.47
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	483,200	0.40
平林 佑紀	470,000	0.39
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	452,700	0.38
山本 茂	420,000	0.35

（注）自己株式は所有しておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成25年10月1日付にて実施した株式分割（1株を100株に分割）に伴い、発行可能株式総数は465,200,000株増加し、発行済株式の総数は117,159,669株増加しました。

(2) 新株予約権等の状況

- | | |
|---|-------------|
| ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 | 該当事項はありません。 |
| ② 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 | 該当事項はありません。 |

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	齋 藤 正 記	社長執行役員
取 締 役	鈴 木 茂 男	常務執行役員 営業管掌（ビジネスアライアンス部、商社営業本部、金融営業本部、流通・不動産営業本部、通信・公共営業本部、産業営業本部） 先端技術センター センター長
取 締 役	河 内 健 次	常務執行役員 C I O（チーフインフォメーションオフィサー） C C O（チーフコンプライアンスオフィサー） コーポレート管掌（経営企画部、人事総務部、業務管理部、情報化推進部） MKIテクノロジーズ(株) 取締役
取 締 役	加 藤 幸 久	執行役員 C T O（チーフテクノロジーオフィサー） 技術管掌（アプリケーション技術本部、カスタマーソリューション技術本部、IT基盤技術本部、R&Dセンター）
取 締 役	中 谷 克 久	執行役員 C M O（チーフマーケティングオフィサー） 管掌（事業開発部、コンサルティング部、海外事業部）、西日本統括
取 締 役	古 屋 栄 一	執行役員 C F O（チーフフィナンシャルオフィサー） 管掌（経理部、ビジネスプロセスサポート部） MKIテクノロジーズ(株) 取締役
取 締 役	渋 田 淳 一	三井物産(株) 次世代・機能推進本部ITイノベーション第一部長 三井物産セキュアディレクション(株) 取締役 日本ユニシス(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	高 田 輝 雄	MKIテクノロジーズ(株) 監査役
常 勤 監 査 役	富 澤 二 郎	
常 勤 監 査 役	土 肥 茂	
監 査 役	清 塚 勝 久	東京霞ヶ関法律事務所 代表弁護士 J A三井リース(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役渋田淳一氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役富澤二郎氏及び監査役清塚勝久氏は社外監査役であります。
3. 監査役清塚勝久氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
佐 野 秋 生	平成25年6月19日	任期満了	取締役
川 嶋 哲 夫	平成25年6月19日	任期満了	取締役
机 重 樹	平成25年6月19日	任期満了	取締役
岩 竹 常 博	平成25年6月19日	任期満了	常勤監査役

③ 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 額
取 (うち社外取締役)	10名 (1名)	138百万円 (4百万円)
監 (うち社外監査役)	5名 (3名)	57百万円 (26百万円)
合 (うち社外役員計)	15名 (4名)	195百万円 (31百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月18日開催の第19期定時株主総会において、報酬の総額を年額3億円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月18日開催の第19期定時株主総会において、報酬の総額を年額1億円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は7名(うち社外取締役は1名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、平成25年6月19日開催の第22期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名が上記支給人員に含まれているためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等に係る方針の決定方法及びその方針の内容の概要

イ. 方針の決定方法

取締役の報酬の体系及び水準は、5名以内の取締役等で構成される報酬委員会への諮問を経て、経営環境や他社動向等を考慮の上、取締役会が決定しています。なお、原則として社外取締役または社外監査役が委員として参加することとしています。監査役の報酬の体系及び水準については、他社の動向等を考慮し監査役会において決定しております。

ロ. 方針の内容の概要

(1) 取締役（社外取締役を除く）

月額基本報酬及び賞与で構成され、月額基本報酬は、各取締役の役割、業務分担等に応じた定額とします。賞与は、各取締役の職務に応じた基準額をベースに、連結の業績の達成率等の定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度・貢献度等の定性的な要素を考慮し決定いたします。

なお、執行役員を兼務する取締役には、執行役員としての報酬は支給いたしません。

(2) 社外取締役

社外取締役の報酬について、第23期は月額報酬のみで構成され、役割や業務分担等に応じた定額としております。

(3) 監査役

月額基本報酬のみで構成され、各監査役の役割、業務分担等に応じた定額としております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼 職 の 内 容	関 係
社外取締役	渋 田 淳 一	三 井 物 産 ㈱	次世代・機能推進本部ITイノベーション第一部長	同社は当社の親会社であり、同社からのシステム開発・保守運用業務の受託、ネットワーク機器の販売等の取引関係があります。

ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼 職 の 内 容	関 係
社外取締役	渋 田 淳 一	三井物産株式会社	取 締 役	同社は当社の親会社である三井物産株式会社の子会社で、当社と同社の間にはシステム開発・保守運用並びに情報通信ネットワーク設備における取引関係があります。
		日本ユニシス株式会社	社 外 取 締 役	当社と同社の間にはコンピュータシステムに関わる営業取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主及び投資者の判断に影響を及ぼすような取引はありません。
社外監査役	清 塚 勝 久	J A 三 井 リ ー ス 株式会社	社 外 監 査 役	同社は当社の親会社である三井物産株式会社の関連会社であり、同社へはシステム開発・保守運用の業務委託等の取引関係があります。

ハ. 当事業年度における主な活動内容

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（19回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 渋 田 淳 一	17回	100%	—	—
社外監査役 富 澤 二 郎	17回	100%	19回	100%
社外監査役 清 塚 勝 久	16回	94%	18回	95%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役渋谷淳一氏は、出席した取締役会において、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外取締役の立場から意見を述べております。

監査役富澤二郎、清塚勝久の両氏は、出席した取締役会において、報告事項や決議事項について適宜質問を行い、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。また、出席した監査役会においても、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

ニ．社外役員の報酬等の総額

社外役員４名に対し、当社から31百万円を支給しております。

ホ．社外役員の親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ヘ．責任限定契約の内容の概要

社外取締役渋谷淳一氏及び社外監査役清塚勝久氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める「最低責任限度額」をもって、当社社外取締役及び社外監査役の当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が2百万円あります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人の解任又は不再任の決定方針を定めておりませんが、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制（平成26年3月31日現在）

- ① 当社は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備しています。

1. 取締役・執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令遵守及び倫理維持（「コンプライアンス」）を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「三井情報グループ役職員行動規範」を制定し、継続的な教育・研修及び点検により遵守状況の改善に努める。
 - (2) 取締役会において選任したCCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を委員長とし、子会社を含めたコンプライアンス体制の整備及びその有効性の維持・向上を目的としたコンプライアンス委員会を設置する。
 - (3) コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、全役職員を対象としたe-learningや階層別教育研修などできる限り多くの機会を捉えて、あらゆる職務の役職員を対象とするコンプライアンス研修を整備し実施する。また、国内外の各種の法令の制定改廃について、法務担当部門が社外の弁護士とも連携して、適宜、調査研究を行い、その結果を役職員に対し報告するとともに、個別の法務案件の相談に対処する。
 - (4) コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。また、子会社についても、当社が指定する弁護士をその子会社の社外報告・相談ルートとして設定できることとする。弁護士については、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。
 - (5) コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
 - (6) 監査役は、株主の負託を受けた独立機関として、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することについて監査し、必要があるときは取締役・執行役員及び使用人の法令・定款・諸規程の遵守状況を調査することができる。
 - (7) 取締役・執行役員、使用人は相互にそれぞれの職務の執行における法令・定款・諸規程の遵守状況について日常的に監視を行うとともに、定期的に全社及び主要な関係会社について、その遵守状況を監査役や内部監査部門が監査を行い、会社経営に対する影響の評価分析を行う。また、社長直轄の内部監査部門は、内部統制の整備・運用状況を業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令遵守の観点から検証するとともにリスクマネジメントの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けて助言・提言を行う。

2. 取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、取締役・執行役員の職務の執行に係わる情報の保存及び管理につき、文書管理に関する主管部門及び文書管理責任者を定め、適切に保存及び管理する。管理対象の文書、管理部門、保存期間等は、文書管理に係わる規程に定めるところによる。取締役及び監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとする。
 - (2) 当社は、情報システム及び情報セキュリティの適正管理に係わる規程を定め、取締役・執行役員の職務執行に関する電子情報の適切な保管及び管理を図る。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各部門長は各々、職務権限に係わる規程等に基づき付与された権限の範囲内で事業を履行し、その範囲内で、事業の履行に伴う損失の危険（「リスク」）を管理する。付与された権限を越える事業を行う場合は稟議制度による許可を要し、許可された当該事業の履行に係わるリスクを管理する。
 - (2) コーポレート部門は、内外連結ベースで、多種多様な定量・定性リスクを全社的に管理するリスク管理体制を構築する。同体制は、内部統制の管理体制の整備ならびにその有効性の維持・向上の役割と責任を負う内部統制委員会を核とし、関係のコーポレート各部門がそれぞれ業務分掌において諸規程の制定を行うと共に事前審査あるいは事後モニタリングを通じ、また相互連携して対応する。
 - (3) 重大事態発生時においては、危機管理に係わる規程に基づき、損害・損失等を抑制するための具体策を迅速に決定・実行する組織として、社長を本部長とする対策本部を設置し、適切に対応する。地震やテロ等の災害による損害を受けた場合にも、災害時の事業継続管理に係わる方針及び規程に基づき、事業継続または早期復旧・再開を図るための組織として、社長を本部長とする対策本部を設置し、適切に対処する。

4. 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会：取締役会は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授權された事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、その他の業務執行に係わる事項の決定は、執行役員に権限を委譲する。また、取締役は取締役会によって決定されるそれぞれの部門を管掌し、指導および監督する。なお、取締役会の運営を効率的にするために、経営会議を設置しその審議を経る。
- (2) 執行役員：執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織体制を整備し、業務分掌及び職務権限を明確に定める。
- (3) 各種会議体・委員会：経営執行段階の意思決定の効率化及び適正化のため各種会議体・委員会を設置する。
- (4) 本部制：顧客またはサービスをベースに本部制を採用し、それぞれの本部長に対し諸規程に基づき一定の権限を付与した上で、現場に密着し、スピード感のある業務執行を実践させる。

5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の自律経営を原則とした上で、関係会社の管理に係わる諸規程を制定し、関係会社の主管部門を定め、関係会社の内部統制体制の構築・運用に関し、指導、助言または管理を行う。また、主要な関係会社に対し、定期的にその業務執行における法令及び社内規程・規則等の遵守状況を監査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び、当該使用人の取締役・執行役員からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役室を設置する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）として、これに必要な能力を有する専従の職員を1名以上監査役室に配置する。
- (3) 監査役の補助使用人は、取締役・執行役員の指揮命令を受けないものとする。
- (4) 監査役の補助使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分は、監査役の同意のもと決定するものとする。

7. 取締役・執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他の重要な会議または委員会に出席することができる。
 - (2) 監査役には主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。
 - (3) 監査役は、定期的に、社長、その他の取締役、執行役員、コーポレート部門長等との意見交換を行い、更に、随時必要に応じ、職員も含め執行部側からの報告を受けることができる。
 - (4) 監査役は主要な関係会社の往査ならびに関係会社の監査役との日頃の連携を通して、関係会社管理の状況の監査を行う。
 - (5) 取締役・執行役員は、会社に著しい損害もしくは影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役会に報告を行う。使用人は、必要に応じ、監査役にコンプライアンスに関する報告・相談を行うことができる。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役・執行役員は、監査役の職責、心構え、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした監査役監査基準を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
 - (2) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査部門に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、法務担当部門、経理担当部門その他の各部門に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
 - (3) 監査役は会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
 - (4) 監査役は、専任の顧問弁護士を委嘱し、定期的、また必要の都度随時相談することができる。また、監査役は必要に応じ、その他の社外の専門家の委嘱をすることができる。

- ② 当社は、金融商品取引法等に基づく財務報告及び情報開示の信頼性・適正性を確保するための必要な体制を次のとおり整備しています。

財務報告及び情報開示の信頼性・適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法その他関連法令に基づく財務報告に係わる内部統制の整備及び有効性の維持・向上のため、これを推進する主管部門を定め、取締役会にて決定された財務報告に係わる内部統制の基本方針に従い、年度計画を策定し、これを推進する。また、法令に定めるところにより、財務報告に係わる内部統制の評価結果を内部統制報告書に記載し、独立監査人の監査を受け、有価証券報告書及び有価証券報告書の記載内容が法令に基づき適正であることを確認した確認書と併せてこれを提出する。
 - (2) 当社は、株式上場会社として東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき情報開示に係わる諸規程を整備し、適時適切な開示を実施する。これら開示した事項について、会社は直接的かつ明示的な対外的責任を負う。
- ③ 当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制を次のとおり整備しています。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- (1) 反社会的勢力の排除に関し、「三井情報グループ役職員行動規範」等の諸規程等に明文の根拠を設け、会社全体として、反社会的勢力排除に向けた取り組みを行う。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保する体制を構築する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- (4) 反社会的勢力とは、取引関係も含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
- (7) 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと認識し、企業競争力及び企業価値の維持・向上に努めることで、株主の皆様への利益還元を図りたいと考えております。このような観点から、利益配分については1株当たり5円の配当を下限に、連結業績に応じた適正な配当を安定的かつ継続的に行うことを基本とし、業績向上による配当金額の増加を目指してまいります。

当期は期初計画未達の結果となりましたが、上記方針に基づき、期初発表のとおり1株当たり中間配当200円、期末配当3円といたしました。なお、当社は平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株を100株に分割いたしました。この株式分割を考慮しない場合の1株当たり期末配当は300円となります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社の親会社は三井物産株式会社であります。当社及び当社グループ各社は、同社の企業グループに属することで、幅広い顧客及び取引先のネットワークやその他の経営資源を積極的に活用し得ることから、今後とも同社及び同社グループ各社と良好な関係を継続したいと考えております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	31,171	流 動 負 債	7,748
現 金 及 び 預 金	2,921	支払手形及び買掛金	3,330
受取手形及び売掛金	9,553	リ ー ス 債 務	18
商 品 及 び 製 品	363	未 払 金	340
仕 掛 品	871	未 払 法 人 税 等	128
繰 延 税 金 資 産	567	前 受 金	2,777
前 払 費 用	1,438	賞 与 引 当 金	535
預 け 金	15,200	受 注 損 失 引 当 金	7
そ の 他	256	そ の 他	610
貸 倒 引 当 金	△0	固 定 負 債	351
固 定 資 産	8,798	リ ー ス 債 務	28
有 形 固 定 資 産	5,133	繰 延 税 金 負 債	94
建 物 及 び 構 築 物	1,807	資 産 除 去 債 務	98
工 具 器 具 備 品	1,730	長 期 未 払 金	29
土 地	1,550	負 の の れ ん	100
リ ー ス 資 産	43		
建 設 仮 勘 定	1	負 債 合 計	8,100
無 形 固 定 資 産	1,434	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,297	株 主 資 本	31,642
ソフトウェア仮勘定	91	資 本 金	4,113
そ の 他	44	資 本 剰 余 金	14,470
投 資 そ の 他 の 資 産	2,231	利 益 剰 余 金	13,058
投 資 有 価 証 券	663	その他の包括利益累計額	226
繰 延 税 金 資 産	14	その他有価証券評価差額金	196
差 入 保 証 金	1,070	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
そ の 他	495	為 替 換 算 調 整 勘 定	28
貸 倒 引 当 金	△12	純 資 産 合 計	31,869
資 産 合 計	39,969	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,969

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成25年 4 月 1 日)
(至 平成26年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		45,991
売 上 原 価		34,093
売 上 総 利 益		11,898
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,886
営 業 利 益		11
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33	
受 取 配 当 金	11	
保 険 配 当 金	35	
為 替 差 益	7	
負 の の れ ん 償 却 額	9	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	6	
そ の 他	34	139
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	0	0
経 常 利 益		149
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	334	334
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		484
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	274	
法 人 税 等 調 整 額	7	281
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		203
当 期 純 利 益		203

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（自 平成25年4月1日）
（至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,113	14,470	13,446	32,031
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△591	△591
当 期 純 利 益			203	203
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純 額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△388	△388
当 期 末 残 高	4,113	14,470	13,058	31,642

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ 損 益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	160	1	1	163	32,194
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△591
当 期 純 利 益					203
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純 額）	35	0	26	63	63
当 期 変 動 額 合 計	35	0	26	63	△325
当 期 末 残 高	196	2	28	226	31,869

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3 社
連結子会社の名称	MKIテクノロジーズ(株) MKI (U. S. A) , Inc. MKI (U. K.), LTD

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	1 社
会社の名称	(株)メビウス

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び在外連結子会社については定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェア等については、見込販売収益に基づく償却額又は当該ソフトウェアの残存有効期間（3年）

に基づく定額法償却額のいずれか大きい額を計上する方法によっております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ④ 受注損失引当金
受注案件に係る将来の損失に備えるため、受注済案件のうち当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。
- (4) システム受託開発に係る売上及び原価の計上基準
 - ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ② その他のもの
工事完成基準
- (5) ヘッジ会計の処理方法
 - ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
ただし、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、外貨建有価証券及び外貨建定期預金を手段としております。
ヘッジ対象
外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引を対象としております。
 - ③ ヘッジ方針
外貨建取引に係る将来の外国為替相場変動リスクをヘッジするために、社内規程に基づき、過去の取引事例を勘案し、現状の取引に対応して行っております。

- ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段の相場変動額とヘッジ対象の相場変動額を比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。
- (6) 負ののれんの償却方法 平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却に及び償却期間 ついては、20年間の均等償却を行っております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,628百万円
2. 保証債務 44百万円
- 従業員（16名）の住宅取得に伴う銀行借入に対し、債務保証を行っております。

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
普 通 株 式	1, 183, 431	117, 159, 669	—	118, 343, 100

(注)平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株を100株に分割いたしました。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成25年5月7日 取締役会	普通株式	355	300	平成25年3月31日	平成25年6月20日
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	236	200	平成25年9月30日	平成25年12月2日

(注)平成25年11月5日決議の1株当たり配当額については、基準日が平成25年9月30日であるため、平成25年10月1日付の株式分割については加味していません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年5月7日 取締役会	普通株式	355	3	平成26年3月31日	平成26年6月19日

(注)平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株を100株に分割いたしました。

この株式分割を考慮しない場合の1株当たり配当金は300円となります。

なお、配当の原資については、利益剰余金となります。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、現在、銀行借入や社債発行等による資金調達は行っておりません。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

預け金は、余剰資金の運用のため、兄弟会社である三井物産フィナンシャルサービス株式会社へ寄託しているものであり、契約不履行により生じる信用リスクはほとんどないものと認識しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。なお、当連結会計年度末において支払手形の残高はありません。

デリバティブ取引は、通常の営業過程における取引において発生する、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なおヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (5)ヘッジ会計の処理方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について営業所管部署長を管理責任者として、取引先の業況並びに債権の実情を常に把握し、延滞債権及び不良債権の発生防止に努めております。また与信管理規程に従い、取引先の妥当性の確保及び債権の保全に努めております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

預け金については、兄弟会社である三井物産フィナンシャルサービス株式会社へ寄託しているものであり、契約不履行により生じる信用リスクはほとんどないものと認識しております。

デリバティブ取引については、取引先がいずれも信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しており、外貨建ての投資有価証券については、為替変動の継続的モニタリングを行っております。

外貨建ての営業債務についての為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約取引を利用してヘッジしております。外貨建ての営業債権についての為替の変動リスクに対しては、必要に応じて先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、外貨建取引管理規程に従い、担当者が経理所管部署長の承認を得て行っております。月次の取引実績は、経理所管部署長が経理所管部署管掌取締役へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,921	2,921	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,553	9,553	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	363	363	—
(4) 預け金	15,200	15,200	—
資 産 計	28,038	28,038	—
支払手形及び買掛金	3,330	3,330	—
負 債 計	3,330	3,330	—
デリバティブ取引(※)	3	3	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計上額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	363	72	290
合 計		363	72	290

負 債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものではありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の 方 法	デリバティブ 取引の 種 類	主 なヘ ッ ジ 対 象	契 約 金 額		時 価	当該時価の 算 定 方 法
				う ち 1 年 超		
原 則 的 処 理 方 法	為替予約取引 買米ドル	買 未 掛 払 金 金	893	—	896	(※1)
為替予約の 振 当 処 理	為替予約取引 買米ドル	買 未 掛 払 金 金	337	—	(※2)	—

※1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金等と一体として処理されているため、その時価は、主として当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式	300

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
預 金	2,911
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	9,553
投 資 有 価 証 券	
そ の 他 有 価 証 券 の う ち	
満 期 が あ る も の	—
預 け 金	15,200

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 269円30銭

2. 1株当たり当期純利益 1円72銭

(注) 平成25年10月1日付をもって1株につき100株の株式分割を行っており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものとして算出しております。

貸 借 対 照 表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	30,100	流 動 負 債	7,880
現金及び預金	2,007	買 掛 金	3,831
受 取 手 形	129	リ ー ス 債 務	18
売 掛 金	9,305	未 払 金	384
商 品 及 び 製 品	363	未 払 費 用	287
仕 掛 品	835	未 払 法 人 税 等	48
前 払 費 用	1,430	未 払 消 費 税 等	0
繰 延 税 金 資 産	500	前 受 金	2,776
未 収 入 金	235	預 り 金	84
預 け 金	15,200	賞 与 引 当 金	395
そ の 他	91	受 注 損 失 引 当 金	7
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他	44
固 定 資 産	8,938	固 定 負 債	249
有 形 固 定 資 産	5,135	リ ー ス 債 務	28
建 築 物	1,803	繰 延 税 金 負 債	92
構 築 物	9	資 産 除 去 債 務	98
工 具 器 具 備 品	1,726	長 期 未 払 金	29
土 地	1,550	負 債 合 計	8,129
リ ー ス 資 産	43	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	1	株 主 資 本	30,710
無 形 固 定 資 産	1,422	資 本 金	4,113
ソ フ ト ウ ェ ア	1,294	資 本 剰 余 金	14,470
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	86	資 本 準 備 金	6,919
電 話 加 入 権	41	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,551
投 資 そ の 他 の 資 産	2,380	利 益 剰 余 金	12,126
投 資 有 価 証 券	581	利 益 準 備 金	11
関 係 会 社 株 式	215	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,114
出 資 金	1	別 途 積 立 金	5,740
長 期 前 払 費 用	497	繰 越 利 益 剰 余 金	6,374
差 入 保 証 金	1,070	評 価 ・ 換 算 差 額 等	198
そ の 他	24	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	196
貸 倒 引 当 金	△12	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
資 産 合 計	39,038	純 資 産 合 計	30,909
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,038

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成25年 4 月 1 日)
(至 平成26年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		44,972
売 上 原 価		34,169
売 上 総 利 益		10,803
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,855
営 業 損 失		△1,052
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33	
受 取 配 当 金	495	
保 険 配 当 金	33	
受 取 賃 貸 料	111	
そ の 他	207	881
営 業 外 費 用		
そ の 他	0	0
経 常 損 失		△171
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	334	334
税 引 前 当 期 純 利 益		163
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	28	
法 人 税 等 調 整 額	△61	△32
当 期 純 利 益		196

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				株 主 本 計 資 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 繰 越 積 立 利 益 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	4,113	6,919	7,551	14,470	11	5,740	6,770	12,521	31,106
当 期 変 動 額									
剰余金の配当							△591	△591	△591
当 期 純 利 益							196	196	196
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△395	△395	△395
当 期 末 残 高	4,113	6,919	7,551	14,470	11	5,740	6,374	12,126	30,710

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	160	1	161	31,268
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△591
当 期 純 利 益				196
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	35	0	36	36
当 期 変 動 額 合 計	35	0	36	△358
当 期 末 残 高	196	2	198	30,909

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェア等については、見込販売収益に基づく償却額又は当該ソフトウェアの残存有効期間（3年）に基づく定額法償却額のいずれか大きい額を計上する方法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- | | |
|-------------|--|
| (4) 受注損失引当金 | 受注案件に係る将来の損失に備えるため、受注済案件のうち当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。 |
|-------------|--|
4. システム受託開発に係る売上及び原価の計上基準
- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの | 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） |
| (2) その他のもの | 工事完成基準 |
5. ヘッジ会計の処理方法
- | | |
|------------------|---|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理を採用しております。
ただし、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。 |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | |
| ヘッジ手段 | 為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、外貨建有価証券及び外貨建定期預金を手段としております。 |
| ヘッジ対象 | 外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引を対象としております。 |
| (3) ヘッジ方針 | 外貨建取引に係る将来の外国為替相場変動リスクをヘッジするために、社内規程に基づき、過去の実績事例を勘案し、現状の取引に対応して行っております。 |
| (4) ヘッジの有効性評価の方法 | ヘッジ手段の相場変動額とヘッジ対象の相場変動額を比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。 |
6. その他計算書類作成のための重要な事項
- | | |
|-----------|---------------|
| 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
|-----------|---------------|

II. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「未収還付法人税等」（当事業年度は12百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,636百万円
2. 保証債務	44百万円
従業員（16名）の住宅取得に伴う銀行借入に対し、債務保証を行っております。	
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,526百万円
長期金銭債権	31百万円
短期金銭債務	969百万円
4. 取締役、監査役に対する金銭債務	
短期金銭債務	0百万円
長期金銭債務	5百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	7,360百万円
仕入高	6,176百万円
業務委託料	524百万円
その他の営業取引高	22百万円
営業取引以外の取引による取引高	770百万円
資産購入高	229百万円

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払費用否認	20百万円
賞与引当金否認	140百万円
未払事業税否認	4百万円
受注損失引当金否認	2百万円
繰越欠損金	310百万円
その他	22百万円
計	501百万円
繰延税金負債（流動）	
繰延ヘッジ損益	△1百万円
計	△1百万円
繰延税金資産（固定）	
長期未払金否認	10百万円
資産除去債務	68百万円
減価償却損金算入限度超過額	26百万円
会員権評価損否認	8百万円
その他	7百万円
小計	121百万円
評価性引当額	△87百万円
計	34百万円
繰延税金負債（固定）	
有形固定資産	△23百万円
その他有価証券評価差額金	△104百万円
計	△127百万円
繰延税金資産の純額	407百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は34百万円減少し、法人税等調整額（借方）が34百万円、繰延ヘッジ損益（貸方）が0百万円、それぞれ増加しております。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 称	住 所	資 本 金 又 出 資	事 業 内 又 職 業	議 決 権 等 (被 所 有)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
親 会 社	三井物産株式会社	東京都千代田区	341,481	総 合 社 商 業	被所有直接 58.4%	—	システム開発・保守運用業務、ネットワーク機器販売 商 品 等 販 売 (注) 1	7,313	売 掛 金	1,434

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 称	住 所	資 本 金 又 出 資	事 業 内 又 職 業	議 決 権 等 (被 所 有)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	MKIテクノロジー株式会社	東京都東野区	48	ICTソリューション事業	所有 直接 100.0%	兼 任 名 3	システム開発・保守運用業務の委託、不動産の賃貸 商 品 仕 入 (注) 1	5,307	買 掛 金	766
							事 務 所 賃 貸 (注) 2	111	—	—

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 称	住 所	資 本 金 又 出 資	事 業 内 又 職 業	議 決 権 等 (被 所 有)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
親会社の子会社	三井物産フィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区	2,000	金融サービス業	—	—	金融関係取引 余剰資金の預け入れ(注)3	82,400	預 け 金	15,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品等の販売・仕入についての価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者との取引を参考に個別に協議し決定しております。
2. 不動産の賃貸借についての価格その他の取引条件は、実勢価格を参考に決定しております。
3. 余剰資金の預け入れについては、寄託契約により設定した限度額の範囲内で行っており、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額は、当事業年度において預け入れた総額を記載しております。
4. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（預け金を除く）には消費税等が含まれております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 261円19銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円66銭 |

(注) 平成25年10月1日付をもって1株につき100株の株式分割を行っており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、株式分割が当事業年度の期首に行われたものとして算出しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月6日

三井情報株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限

責任社員

業務執行社員

指定有限

責任社員

業務執行社員

公認会計士

高橋正伸 ㊞

公認会計士

會澤正志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井情報株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井情報株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月6日

三井情報株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指 定 有 限

責 任 社 員

業務執行社員

指 定 有 限

責 任 社 員

業務執行社員

公認会計士

高 橋 正 伸 ⑩

公認会計士

會 澤 正 志 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井情報株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役会及び監査役の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、監査役室の職員の補助及び内部監査部門との連携等を通して、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 子会社については、子会社の取締役及び監査役等との情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の監査の状況及び評価について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条の会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討いたしました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかに関し、会計監査人と会計監査方針、監査計画、監査手続き及び監査報酬を含む監査契約等について意見交換し、会計監査人の職務の執行状況については、定期的な会合を設けて報告を受け、必要に応じて説明を求め、実査に立会う等を通して監視及び検証いたしました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。財務報告に係る内部統制については、有限責任監査法人トーマツから、本報告書の作成時点において重要な不備は認識していない旨の報告を受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月14日

三井情報株式会社 監査役会

常勤監査役 高田 輝 雄 ㊞

常勤監査役 富澤 二 郎 ㊞

常勤監査役 土 肥 茂 ㊞

監 査 役 清 塚 勝 久 ㊞

(注) 監査役 富澤二郎、監査役 清塚勝久は、社外監査役です。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、齋藤正記、鈴木茂男、河内健次、古屋栄一の4氏の他、新たに清水徹、中島透、馬場由顕の3氏を加える取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式の数
1	さい とう まさ き 齋 藤 正 記 (昭和34年7月18日生)	昭和57年4月 三井物産㈱入社 平成16年4月 ㈱ビーエスアイ代表取締役社長 平成20年2月 三井物産㈱情報産業本部アウトソーシング事業部長 平成21年4月 同社情報産業本部ICTソリューション事業部長 平成22年6月 同社欧州・中東・アフリカ本部CAO 兼 欧州三井物産㈱CAO 平成23年4月 同社欧州・中東・アフリカ本部CAO & CCO & Regional CCO 平成24年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員（現任）	20,700株
2	すず き しげ お 鈴 木 茂 男 (昭和29年7月29日生)	昭和54年4月 DXアンテナ㈱入社 平成2年9月 ㈱神戸製鋼所入社 新分野事業本部情報エレクトロニクス本部 平成6年1月 コベルコシステム㈱出向 ネットワーク事業本部部長代理 平成13年1月 ソフトバンクコマース㈱入社 アリバ事業部執行役員 平成15年1月 ソフトバンクBB㈱転籍 流通事業本部副本部長 平成17年4月 当社入社 第六事業本部長 平成17年6月 当社執行役員 第六事業本部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員営業部門統括 平成19年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員事業管掌 平成25年6月 当社取締役常務執行役員営業管掌、先端技術センター長（現任）	79,900株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	かわ ち けん じ 河 内 健 次 (昭和25年8月23日生)	昭和53年4月 三井東圧化学(株)(現三井化学(株))入社 平成3年10月 (株)トパックス入社 平成8年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成18年11月 三井情報開発(株)執行役員営業担当 平成19年4月 当社執行役員営業統括本部長補佐 平成19年10月 MKIテクノロジーズ(株)代表取締役 社長 平成21年6月 当社取締役執行役員 平成22年10月 当社取締役執行役員 総務部・人事部・購買部管掌 平成23年4月 当社取締役執行役員 C C O 総務部・人事部・購買部・リスクマネジメント部管掌 平成24年4月 当社取締役執行役員 総務部・人事部・購買部・経営企画部管掌 平成24年4月 MKIテクノロジーズ(株)取締役(現任) 平成25年4月 当社取締役常務執行役員 C I O C C O コーポレート管掌 平成26年4月 当社取締役常務執行役員 C T O 技術管掌(現任)	43,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
4	ふる や えい いち 古 屋 栄 一 (昭和31年1月15日生)	昭和53年4月 三井物産(株)入社 平成15年11月 同社金属経理部 原料経理室長 平成16年4月 同社金属会計部 管理統括室長 兼 鉄鋼原料・非鉄金属第一会計室長 平成17年7月 同社生活産業会計部食料・リテール 第一会計室長 兼 食料・リテール 第二会計室長 平成18年4月 同社経理部 生活産業経理室長 平成19年4月 カナダ三井物産(株)上席副社長 兼 トレジャラー 平成22年12月 当社CFO補佐 平成25年3月 MKIテクノロジーズ(株)取締役(現任) 平成25年4月 当社執行役員 CFO 経理部・ビ ジネスプロセスサポート部管掌 平成25年6月 当社取締役執行役員 CFO 管掌 (経理部・ビジネスプロセスサポー ト部) 平成26年4月 当社取締役執行役員 CFO CCO 管掌(業務管理部・経理部・ビ ジネスプロセスサポート部)(現 任)	1,500株
※5	し みず とおる 清 水 徹 (昭和29年10月11日生)	昭和53年4月 三井不動産(株)入社 平成17年4月 三井不動産住宅リース(株)取締役 プロパティマネジメント部長 平成20年4月 三井不動産(株) 監査室長 平成22年4月 同社 情報システム部長 平成26年4月 当社執行役員 CIO(現任)	一株
※6	なか じま とおる 中 島 透 (昭和29年9月19日生)	昭和52年4月 三井物産(株)入社 平成15年4月 米国三井物産(株)上席副社長CIO 平成16年4月 三井物産トレードサービス(株) 代表取締役社長 平成20年4月 三井物産(株) IT推進部長 平成23年4月 同社理事 IT推進部長 平成24年4月 韓国三井物産(株) 代表理事社長 平成26年5月 当社執行役員(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
※ 7	ば ば よし あき 馬 場 由 顕 (昭和35年8月25日生)	昭和60年4月 三井物産(株)入社 平成12年7月 同社ITソリューション事業部ネットワークシステム営業室長 平成14年8月 物産ネットワークス(株)代表取締役社長 平成16年4月 三井物産(株)ITソリューション事業部ITサービス事業室長 平成17年5月 Mitsui Incubase Corporation, President & CEO 平成20年7月 (株)三井物産戦略研究所 新事業開発部 IT・サービス事業開発室長 平成23年10月 MBK Arup Sustainable Projects Ltd, Managing Director 平成26年4月 三井物産(株)次世代・機能推進本部 ITソリューション事業部長(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 三井物産(株)は、当社の親会社であり、当該親会社の業務執行者である候補者及び過去5年間に業務執行者であった候補者の親会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。
4. 取締役候補者馬場由顕氏は、社外取締役候補者であります。
5. 取締役候補者馬場由顕氏は、当社の特定関係事業者である三井物産(株)から過去2年間従業員給与等として報酬を受けており、今後も受ける予定であります。
6. 社外取締役の選任理由は次のとおりです。

氏 名	社 外 取 締 役 を 選 任 す る 理 由
馬 場 由 顕	三井物産(株)においての多様な業務経験をもとに、当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。

7. 社外取締役候補者馬場由顕氏が原案どおり選任された場合、社外取締役の役割を十分に発揮できるように、定款の規定に基づき、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、社外取締役との責任限定契約の内容の概要に関し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で許容される限度までであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役清塚勝久氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、清塚勝久氏を再任したく監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
きよ つか かつ ひさ 清 塚 勝 久 (昭和17年8月26日生)	昭和45年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和60年9月 清塚弁護士事務所設立 平成3年4月 日本ユニシス㈱顧問弁護士（現任） 平成13年4月 東京霞ヶ関法律事務所設立 代表弁護士(現任) 平成14年6月 日本ユニシス㈱ 社外監査役 平成20年6月 JA三井リース㈱ 社外監査役(現任) 平成22年6月 当社社外監査役(現任)	一株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項

- ① 監査役候補者清塚勝久氏は、社外監査役の候補者であります。
- ② 監査役候補者清塚勝久氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- ③ 監査役候補者清塚勝久氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
- ④ 社外監査役の選任理由は次のとおりです。

氏 名	社 外 監 査 役 を 選 任 す る 理 由
清 塚 勝 久	弁護士として長年培われた法律知識・経験等のみならず、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識をもって、現任の社外監査役として監査役の職責を十分に果されております。引き続き、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- ⑤ 社外監査役候補者清塚勝久氏と当社との間では、社外監査役の役割を十分に発揮できるように、定款の規定に基づき責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、社外監査役との責任限定契約の内容の概要に関し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で許容される限度までであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役高田輝雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
きのした いずみ 木 下 泉 (昭和34年11月22日生)	昭和58年4月 三井物産㈱入社 平成15年4月 同社 情報産業本部ITマーケティング 事業部 関係会社戦略推進室長 平成16年7月 同社 機械・情報総括部 投資総括室次 長 平成18年4月 同社 事業管理部業務室 次長 平成22年3月 同社 情報産業本部情産業務部 業務 統括室 次長 平成25年4月 同社 次世代・機能推進業務部 事業支 援室 次長(現任)	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三井物産㈱は、当社の親会社であり、当該親会社の業務執行者である候補者の過去5年間の親会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。
3. 補欠監査役候補者木下 泉氏は、社外監査役の候補者であります。
4. 補欠監査役候補者木下 泉氏は、当社の特定関係事業者である三井物産㈱から過去2年間従業員給与として報酬を受けており、今後も報酬を受ける予定であります。
5. 補欠の社外監査役の選任理由は次のとおりです。

氏名	補欠の社外監査役を選任する理由
木 下 泉	三井物産㈱における業務経歴を通じた業務管理・内部統制に関する専門性を活かして、当社グループにおけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断しております。

6. 当社は、補欠監査役候補者木下 泉氏が監査役に就任された場合には、社外監査役の役割を十分に発揮できるように、定款の規定に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、社外監査役との責任限定契約の内容の概要に関し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で許容される限度までであります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

■議決権行使ウェブサイト ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

■インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力下さい。

■議決権の行使期限は、株主総会開催日の前日の平成26年6月17日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

■複数回議決権を行使された場合、当社に一番最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

■パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。

■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。

パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

■議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お手許のシステムについて以下の点をご確認下さい。

(1) パーソナルコンピュータ用サイトによる場合

■画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

■次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

イ. PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader® 又は、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

■ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）して下さい。

■上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、設定内容をご確認下さい。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

■以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure SocketLayer)暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

■フルブラウザを用いてアクセスされた場合、電話機を通信機器としてのみ使い、電話端末を経由してパーソナルコンピュータによりアクセスされた場合やスマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パーソナルコンピュータ用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパーソナルコンピュータ等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

■三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

■その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引先の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

メ 毛

[illegible]

〔会場〕 東京都中野区東中野二丁目7番14号
三井情報株式会社
東中野オフィス 1階会議室
連絡先 03-3227-5515（代表）



〔交通〕 JR中央・総武線 東中野駅より徒歩7分
都営地下鉄 大江戸線 東中野駅より7分
東京メトロ 丸ノ内線 中野坂上駅より12分

◆当オフィスには駐車スペースがございませんので、お車でお越しの際はお手数ですが近隣の駐車施設をご利用下さるようお願いいたします。

